

(別冊 1)

令和 7 年 度

羽生市 一 般 会 計 予 算 書
特 別 会 計

《 目 次 》

◎ 羽生市一般会計予算書（議案第1号）	-----	2
◎ 羽生市国民健康保険特別会計予算書（議案第2号）	-----	12
◎ 羽生市中小企業従業員退職金等共済事業 特別会計予算書（議案第3号）	-----	17
◎ 羽生市介護保険特別会計予算書（議案第4号）	-----	21
◎ 羽生市後期高齢者医療特別会計予算書（議案第5号）	-----	27

令和7年度
羽生市一般会計予算書

令和7年度 羽生市一般会計予算

令和7年度 羽生市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、21,278,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(報酬に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月26日 提出

埼玉県羽生市長 河田 晃明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		7, 842, 706
	1 市民税	3, 028, 789
	2 固定資産税	3, 911, 373
	3 軽自動車税	179, 949
	4 市たばこ税	363, 033
	5 都市計画税	348, 012
	6 入湯税	11, 550
2 地方譲与税		214, 200
	1 地方揮発油譲与税	48, 200
	2 自動車重量譲与税	159, 600
	3 森林環境譲与税	6, 400
3 利子割交付金		6, 100
	1 利子割交付金	6, 100
4 配当割交付金		50, 900
	1 配当割交付金	50, 900
5 株式等譲渡所得割交付金		64, 400
	1 株式等譲渡所得割交付金	64, 400
6 法人事業税交付金		136, 600
	1 法人事業税交付金	136, 600
7 地方消費税交付金		1, 284, 000
	1 地方消費税交付金	1, 284, 000
8 環境性能割交付金		57, 200
	1 環境性能割交付金	57, 200
9 地方特例交付金		45, 000
	1 地方特例交付金	45, 000

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方交付税		2,435,000
	1 地方交付税	2,435,000
11 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
12 分担金及び負担金		83,170
	1 負担金	83,170
13 使用料及び手数料		144,575
	1 使用料	76,222
	2 手数料	68,353
14 国庫支出金		3,880,737
	1 国庫負担金	3,334,914
	2 国庫補助金	533,184
	3 委託金	12,639
15 県支出金		1,800,155
	1 県負担金	1,262,378
	2 県補助金	394,512
	3 委託金	143,265
16 財産収入		34,608
	1 財産運用収入	33,107
	2 財産売却収入	1,501
17 寄附金		320,153
	1 寄附金	320,153
18 繰入金		1,065,396
	1 基金繰入金	1,065,396
19 繰越金		350,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 繰越金	350,000
20 諸収入		538,200
	1 延滞金加算金及び過料	4,000
	2 市預金利子	2
	3 収益事業収入	110,000
	4 貸付金元利収入	107,799
	5 雑入	316,399
21 市債		918,900
	1 市債	918,900
歳入	合計	21,278,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		1 6 6 , 3 1 6
	1 議会費	1 6 6 , 3 1 6
2 総務費		2 , 6 6 6 , 0 6 0
	1 総務管理費	2 , 1 3 4 , 2 3 2
	2 徴税費	2 9 4 , 8 3 5
	3 戸籍住民基本台帳費	1 4 1 , 4 5 5
	4 選挙費	4 1 , 5 6 3
	5 統計調査費	3 3 , 7 3 4
	6 監査委員費	2 0 , 2 4 1
3 民生費		9 , 3 0 0 , 4 6 2
	1 社会福祉費	4 , 5 8 2 , 1 5 6
	2 児童福祉費	3 , 6 0 8 , 0 1 5
	3 生活保護費	1 , 1 0 9 , 9 4 9
	4 災害救助費	3 4 2
4 衛生費		1 , 7 1 1 , 4 9 3
	1 保健衛生費	4 7 2 , 4 8 1
	2 清掃費	1 , 2 3 9 , 0 1 2
5 労働費		4 4 , 4 8 8
	1 労働諸費	4 4 , 4 8 8
6 農業費		3 0 6 , 2 7 1
	1 農業費	3 0 6 , 2 7 1
7 商工費		3 3 6 , 5 6 7
	1 商工費	3 3 6 , 5 6 7
8 土木費		1 , 7 9 0 , 1 5 6
	1 土木管理費	8 5 , 0 2 2

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋りょう費	543,470
	3 都市計画費	1,150,967
	4 住宅費	10,697
9 消防費		1,124,177
	1 消防費	1,124,177
10 教育費		1,715,062
	1 教育総務費	252,393
	2 小学校費	337,404
	3 中学校費	180,298
	4 社会教育費	470,523
	5 保健体育費	474,444
11 公債費		2,086,948
	1 公債費	2,086,948
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		21,278,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度以降	<p>1 市町村制度金融保証取扱要領及び特別小口無担保無保証人保証制度要綱に基づく保証債務の履行(以下「代位弁済」という。)によって生じる損失を補償する。</p> <p>2 前項の損失とは、代位弁済元金から中小企業信用保険法により受領した保険金を控除した額の50%と代位弁済に際して金融機関に支払う利息額との合計額をいう。</p>
ペーパーレス会議システム 運用機器賃貸借	令和7年度から 令和9年度まで	1,308千円

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
グループホーム施設整備事業	1,000	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その 他の場合はその債権者と協定した融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
斎場施設整備事業	2,400			
汚泥再生処理センター整備事業	55,000			
かんがい排水路等整備事業	47,400			
ほ場整備事業	16,100			
道路整備事業	193,600			
道路維持修繕工事事業	35,000			
岩瀬土地区画整理組合活動支援事業	239,400			
公園整備事業	4,900			
電気自動車導入事業	5,700			
交通安全施設整備事業	29,000			
消防施設整備事業	195,000			
緊急通信指令システム整備事業	41,600			
全国瞬時警報システム（J-ALERT） 整備事業	3,300			
衛星系防災行政無線施設再整備事業	11,600			
アンダーパス設備工事事業	4,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備工事事業	千円 10,500	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その 他の場合はその債権者と協定した融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
中学校施設整備工事事業	8,500			
西中学校トイレ改修工事事業	8,500			
産業文化ホール空調設備改修事業	2,100			
公民館施設整備工事事業	3,800			

令和7年度
羽生市国民健康保険特別会計予算書

令和7年度 羽生市国民健康保険特別会計予算

令和7年度 羽生市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、5,662,699千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月26日 提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,008,327
	1 国民健康保険税	1,008,327
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		4,109,747
	1 県補助金	4,109,746
	2 財政安定化基金交付金	1
4 財産収入		84
	1 財産運用収入	84
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		423,664
	1 他会計繰入金	373,664
	2 基金繰入金	50,000
7 繰越金		113,219
	1 繰越金	113,219
8 諸収入		7,656
	1 延滞金、加算金及び過料	5,001
	2 預金利子	84
	3 貸付金元金収入	570
	4 雑入	2,001
歳入合計		5,662,699

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		95,644
	1 総務管理費	81,891
	2 徴税費	13,449
	3 運営協議会費	304
2 保険給付費		4,069,154
	1 療養諸費	3,528,600
	2 高額療養費	520,526
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	15,007
	5 葬祭諸費	5,000
	6 傷病手当諸費	1
3 国民健康保険事業費納付金		1,367,207
	1 医療給付費分	928,833
	2 後期高齢者支援金等分	336,936
	3 介護納付金分	101,438
4 保健事業費		74,499
	1 保健事業費	19,895
	2 特定健康診査等事業費	54,604
5 基金積立金		84
	1 基金積立金	84
6 公債費		10
	1 公債費	10
7 諸支出金		53,101
	1 償還金及び還付加算金	53,100
	2 延滞金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳	出	5,662,699
	合	
	計	

令和7年度

羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算書

令和7年度 羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算

令和7年度 羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、84,131千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 共済掛金収入		15,864
	1 共済掛金収入	15,864
2 繰入金		65,467
	1 一般会計繰入金	5,467
	2 基金繰入金	60,000
3 財産収入		2,300
	1 財産運用収入	2,300
4 繰越金		499
	1 繰越金	499
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		84,131

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		5, 4 6 7
	1 総務管理費	5, 4 6 7
2 事業費		7 8, 1 6 4
	1 共済費	7 8, 1 6 4
3 予備費		5 0 0
	1 予備費	5 0 0
歳 出	合 計	8 4, 1 3 1

令和7年度
羽生市介護保険特別会計予算書

令和7年度 羽生市介護保険特別会計予算

令和7年度 羽生市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、5,532,108千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月26日 提出

埼玉県羽生市長 河田 晃明

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		1, 263, 354
	1 介護保険料	1, 263, 354
2 国庫支出金		1, 143, 757
	1 国庫負担金	913, 128
	2 国庫補助金	230, 629
3 支払基金交付金		1, 441, 623
	1 支払基金交付金	1, 441, 623
4 県支出金		807, 459
	1 県負担金	774, 676
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	32, 782
5 財産収入		62
	1 財産運用収入	62
6 繰入金		830, 480
	1 一般会計繰入金	800, 480
	2 基金繰入金	30, 000
7 繰越金		45, 366
	1 繰越金	45, 366
8 諸収入		7
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	4
歳入合計		5, 532, 108

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		41,340
	1 総務管理費	5,282
	2 徴収費	7,210
	3 介護認定審査会費	28,848
2 保険給付費		5,193,225
	1 介護サービス等諸費	4,818,892
	2 介護予防サービス等諸費	84,391
	3 高額介護サービス等費	123,907
	4 高額医療合算介護サービス等費	15,264
	5 特定入所者介護サービス等費	147,920
	6 審査支払手数料	2,851
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		62
	1 基金積立金	62
5 地域支援事業費		245,549
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	130,761
	2 一般介護予防事業費	15,068
	3 包括的支援事業費・任意事業費	99,444
	4 審査支払手数料	276
6 諸支出金		41,930
	1 償還金及び還付加算金	41,930
7 公債費		1
	1 公債費	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳	出	5,532,108
	合	
	計	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ペーパーレス会議システム 運用機器賃貸借	令和7年度から 令和9年度まで	873千円

令和7年度
羽生市後期高齢者医療特別会計予算書

令和7年度 羽生市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度 羽生市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1,519,134千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日 提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		658,874
	1 後期高齢者医療保険料	658,874
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		851,910
	1 一般会計繰入金	851,910
4 諸収入		5,351
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	1,020
	3 広域連合補助金	4,328
	4 雑入	1
5 繰越金		2,998
	1 繰越金	2,998
歳入合計		1,519,134

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		8,684
	1 総務管理費	4,634
	2 徴収費	4,050
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,461,615
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,461,615
3 保健事業費		44,815
	1 保健事業費	44,815
4 諸支出金		1,020
	1 償還金、還付金及び還付加算金	1,020
5 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		1,519,134